

福島市健康づくり推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 本市は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき定める福島市健康増進計画（以下「計画」という。）の策定や健康増進事業についての評価等、また市民の健康づくりの総合的かつ効果的な推進に関する事項を調査審議するため、福島市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の役割）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）計画の策定、推進及び評価に関すること。
- （2）計画の普及啓発に関すること。
- （3）その他福島市の健康づくり推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、20名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者の役職員等のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保健医療関係の代表者
- （3）教育関係の代表者
- （4）職域関係の代表者
- （5）地域の代表者
- （6）関係機関の代表者
- （7）その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1号から第7号までに掲げる委員にあっては、その委員たるべき資格を失ったときは、前項の規定にかかわらずその職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(分科会)

第7条 協議会は、調査・審議等を行うため、分科会を置くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 事務局は、保健所、国保年金課、スポーツ振興課、障がい福祉課、長寿福祉課、こども家庭課、幼保支援課、学校教育課、教育施設管理課、生涯学習課において構成する。

2 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康づくり推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

平成17年8月4日一部改正

附 則

平成19年7月5日一部改正

附 則

平成24年6月1日一部改正

附 則

平成24年11月1日一部改正

附 則

平成25年4月1日一部改正

附 則

平成27年4月1日一部改正

附 則

平成28年4月1日一部改正

附 則

平成31年4月1日一部改正

附 則

令和2年4月1日一部改正

附 則

令和6年4月1日一部改正

附 則

令和7年4月1日一部改正